

共生学会理事選出規程

第1条（理事の選出方法）

共生学会会則第9条2項に規定する理事の選出は、次の各項による。

1. 理事のうち8名までは、選挙によって選出される。選挙は本規程第2条以下による。
2. 選挙によって選出された理事の合議によって、理事を補充することができる。ただし、補充する理事の数は、選挙によって選出された理事の数をこえてはならない。
3. 理事会は、選挙によって選出された理事と、その合議によって補充された理事から構成され、総会にて出席個人会員の過半数の信任をもってこれを承認する（第1回選挙については、臨時総会を開催し、承認を受けるものとする）。
4. 理事会は、選挙によって選出された理事の互選により、会長、副会長および事務局長の候補者を総会に推挙する。ただし、その合議によって、本条2項により補充された理事から選出することもできる。

第2条（理事選挙の選挙権および被選挙権）

1. 選挙施行年の1月1日において本会の個人会員であり、それまでに会費を完納した者は、理事選出のための選挙権および被選挙権を有する（第1回選挙については、2022年5月31日までに入会申し込み及び会費の完納をした個人会員（2022年5月31日付有効）が、理事選出のための選挙権および被選挙権を有する）。ただし、理事を2期重任しつつある者は、その被選挙権を有しない。
2. 選挙は上記にしたがって作成した選挙権者および被選挙権者名簿に基づいて行う。

第3条（理事選挙の管理）

1. 理事選挙にあたり、会長は理事会の合議を経て、理事1名を含む選挙管理委員3名を委嘱し、選挙管理委員会を設置する。同委員会の運営等については、本規程に基づき理事会にて別途定める（第1回選挙の選挙管理委員は、設立総会で別に選任された個人会員予定者から構成される）。
2. 投票・開票の結果は、総会の承認を受けるものとする（第1回選挙のみ、第1条3項に基づく臨時総会において承認を受けるものとする）。
3. 投票は選挙権を有する者が、被選挙権を有するすべての者の中から8名を無記名により連記することで行う。

第4条（理事の当選要件）

1. 選挙による得票数の上位8名を当選とする。
2. 得票数が同数の場合、抽選とする。

第5条（本規程の変更）

本規定を変更する場合には、総会の議決を経なければならない。

第6条（臨時総会）

個人会員の3分の1以上の要請及び理事会の承認、若しくは、理事会の過半数の請求により、必要に応じ、臨時総会を招集し、選挙を実施することができる。

（付則）

この規定は、2022年3月21日から施行する。